

税金の扶養と社会保険の扶養について

税金の「扶養」と社会保険（健康保険や年金）の「扶養」の範囲は金額が異なります。

	年収(額面)
所得税・住民税を払いたくない 健康保険や年金は夫の扶養に入りたい	100万以下
住民税は払ってもいいが、所得税は払いたくない 健康保険や年金は夫の扶養に入りたい	100万超～103万以下
所得税や住民税は払ってもいい 健康保険や年金は夫の扶養からはずれたくない	103万超～130万未満
健康保険や年金は自分で支払う（歯科医師国保や国民年金など）	130万以上

※ 配偶者（夫）や世帯主が国民健康保険の場合はそもそも扶養には入れません。

- 103万円を超えると、夫の税金が高くなる可能性があります。
- 夫が会社から扶養手当をもらっている場合、103万円を超えると、支給されない可能性があります。
- 母子家庭に支給される児童扶養手当は、年収が130万円を超えると支給額が減額される可能性があります。

（※ 児童扶養手当等については市町村によって異なりますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。）

（例）

- ・年収 90万円の場合 ……所得税、住民税はゼロ。健康保険や年金も負担なし。
- ・年収102万円の場合 ……所得税はゼロ、住民税は年間6,000円程度。健康保険や年金は負担なし。
- ・年収120万円の場合 ……所得税と住民税で年間30,000円程度。健康保険や年金は負担なし。

スタッフの年収(額面)	所得税	住民税	健康保険・年金	夫の配偶者控除額
100万以下	かからない	かからない	夫の扶養	満額
100万超～103万以下	かからない	かかる	夫の扶養	満額
103万超～130万未満	かかる	かかる	夫の扶養	一部
130万以上～141万未満	かかる	かかる	夫の扶養からはずれる	一部
141万以上	かかる	かかる	夫の扶養からはずれる	なし